

令和8年度 保育所、こども園等入所児童募集

西原町に住民票を有する世帯で、生後6ヶ月から小学校就学前までの**教育または保育を必要とする**児童
(**保育を必要とする事由**： 就労 看護・介護 疾病・障がい 妊娠・出産 就学 求職活動等)



	区分	申請方法	申請期間	配布場所
・保育所 ・こども園 (認定区分：1号、2号) ※1号、2号の併願は不可	継続	オンライン申請 (LoGoフォーム) ※24時間申請可能	9月16日(火)～9月30日(火)	オンライン申請のための QRコードを各園より配布
	新規 転園		10月10日(金)～10月31日(金)	西原町HPでオンライン申請の ためのQRコードを掲載 (10月上旬予定)

※現在2歳児クラス(うへはら保育園・がじゃほいくえん・キティーハウス)、現在4歳児クラス(坂田保育園・小川保育園・白百合保育園)の園児については、次年度の進級クラスがないため、「継続区分」として申請してください。申請期間にご注意ください。

※期限を過ぎての申込みは、在園児や優先度の高い方でも待機の対象となります。

※申込みに関する詳細については入所案内もしくは西原町HPをご確認ください。(9月上旬配布・掲載予定)

※町外の保育園等を広域入所として希望する場合は、原則上記の受付期間での窓口申請となりますが、事前に保育園等が所在する市町村のHP等で期限をご確認ください。

※就労証明書等は必ず必要となりますので、余裕を持ってご準備下さい。

詳細は、ホームページをご覧ください▶



こども園の認定区分

認定区分	開所時間等	その他
1号認定(教育認定) (就労等の要件無し)	教育時間 月～金 午前8時15分～午後2時	・長期休業中等はお休みになります。 ・定員を超えた場合には抽選となります。
2号認定(保育認定) (就労等の要件有り)	保育時間 月～土 標準時間 午前7時15分～午後6時15分 (延長保育 午後6時15分～午後7時15分) 短時間 午前8時15分～午後4時15分	・受入時間等は、保育所と同じです。 ※2号認定は保育を必要とする児童が対象となり、 保育所の入所選考と同様の基準で選考を行います。

こども園の対象児童

	西原こども園(令和8年4月開園予定)・坂田こども園・西原南こども園	西原東こども園
3歳児(令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ)	○	○*1
4歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ)	○	○
5歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)	○	○

*1 西原東こども園の3歳児クラスについては、希望する児童数によっては、3歳児クラスを新設しないこともあります。その場合には、希望園を繰り上げて、利用調整します。

町立西原幼稚園は、令和8年度から町立の幼保連携型認定こども園へ移行します。

移行に関する住民説明会を下記のとおり開催します。詳細はQRコードよりご確認ください。(事前申し込みは不要です)

日時 令和7年9月7日(日) (第1回)午後1時30分～午後2時30分 (第2回)午後5時～午後6時

会場 西原町町民交流センター 中ホール

詳細はこちら▶



令和8年度 善隣幼稚園 入園説明会及び入園願書受付のご案内

入園説明会 ※事前予約が必要です。

日時 9月5日(金) 午前10時～午前11時(午前9時45分受付開始) **説明内容** 教育方針、入園までの流れ、質疑応答など

自由見学会 ※事前予約が必要です。

日時 9月8日(月)～25日(木) 午前9時30分～午後1時30分(9/12、9/18、9/19は見学会はありません。)

入園願書受付

日時 10月1日(水) 午後3時受付開始 ※10/2以降は直接、園にお問い合わせください。

事前予約・お問い合わせ 善隣幼稚園 TEL:098-944-5344

詳細はこちら▶



お問い合わせ：こども課 保育所係・幼稚園こども園係 TEL:098-945-5311



民生委員・児童委員を募集しています!!

～特別な資格や知識は不要です～



民生委員は、福祉活動やボランティア活動などに理解と情熱がある方が活動しています。地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の身近な相談相手として貢献してくれる方の応募をお待ちしています。

民生委員・児童委員

担当する区域で、福祉に関する様々な相談に対応し、必要な支援が受けられるよう関係機関への橋渡しを行い、また、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

主任児童委員

担当区域を持たず、こどもや子育てに関する支援を専門に学校等や区域担当の民生委員と連携しながら児童健全育成活動などに取り組んでいます。



Q&A

Q. どのように選ばれるのですか？

A. 自治会など地域の推薦を受けて、厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年で、再任も可能です。

Q. 報酬はもらっていますか？

A. 民生委員は特別職の公務員ですが、ボランティアとして活動しているため給与や報酬はありません。
ただし、活動に必要な交通費や通信費などの活動費(定額)は支給されます。

Q. 活動は忙しいですか？

A. ご自身の生活の中で、できる範囲での活動をお願いしています。
仕事をもちながら民生委員・児童委員の活動を両立されている方もいます。

主な活動

- ・気軽に話せる地域の相談相手
- ・関係機関との連携・調整
- ・通学路での安全指導、立哨
- ・配食サービスへの協力
- ・高齢者世帯などの見守り・訪問
- ・いいあんべー共生事業(地域ミニデイサービス)への協力
- ・定例会、学習会(毎月)への参加
- ・研修会への参加
- ・こどもの居場所支援への協力 など



今年は三年に一度の一斉改選の年です!!

西原町の定数は66名ですが、なり手が不足している地域もあるため、民生委員・児童委員を募集しています。

お問い合わせ：福祉課 社会福祉係 TEL:098-945-4791 西原町社会福祉協議会 TEL:098-945-3651

相続 遺言

お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の初回相談は無料です!

司法書士法人 きゃん事務所
代表司法書士 喜屋武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 伊藤 徹
司法書士 波 平
与那原町字東浜 23 番地 2 営業時間 平日 9:00～17:30
(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 (要予約)

相続・遺言に関することならこちら→ **「相続・遺言おきなわ.com」**
http://souzokuigon-okinawa.com/

← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス